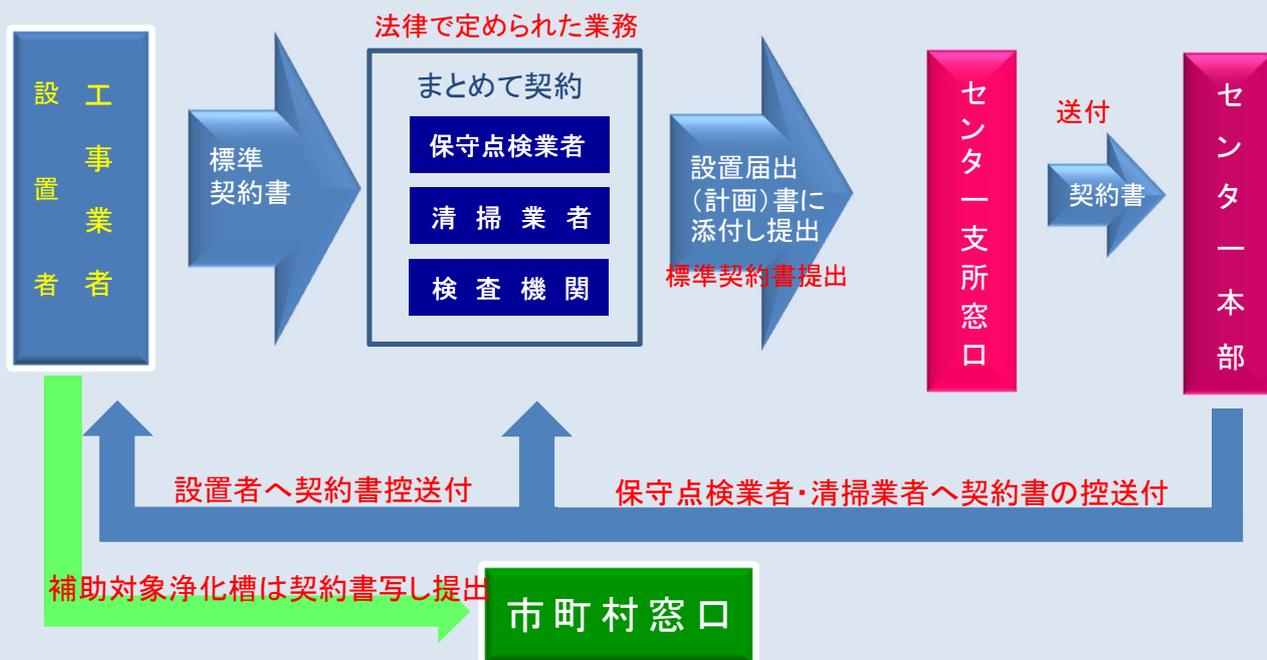


保守点検及び清掃業者の方へ

1. 浄化槽標準契約システムの概要

- **対象浄化槽**
新たに設置する50人槽以下の浄化槽
- **契約当事者**
浄化槽管理者(甲)・保守点検業者(乙)・清掃業者(丙)・指定検査機関(丁)
- **契約代行者**
浄化槽の設置手続きをするもの又は保守点検業者
- **契約開始日**
使用開始直前の保守点検実施日(初回の点検日)
- **契約期間**
初回の保守点検日から1年間、但し補助対象浄化槽は5年間
契約満了後は自動更新
- **契約の内容**
 - ①保守点検 4ヶ月に1回以上(但し、法定検査の結果から年4回実施が好ましい)
 - ②清掃 使用開始後1年以内に1回以上実施(契約は1回分)
 - ③法定検査 7条は使用開始後4ヶ月から8ヶ月以内に実施
11条検査は7条検査実施日から約1年後に実施
- **委託料の徴収方法**
 - ①個別に業者(乙、丙)及び検査機関(丁)に支払う
 - ②口座自動振替により支払う。(但し委託料全額をまとめて支払う場合が対象)
口座振替の場合は、2回払い・6回払い・12回払いのうちから管理者が選択

2. 契約書提出のフロー



標準契約業務の内容

3. 浄化槽保守点検業者の方へ

業務の内容

- 契約書の控えが届いた時点で、契約期間・契約内容を必ず確認のうえ、設置者と連絡をとり、使用開始日を確認すること
- 初回の保守点検は、使用開始直前に行い、使用開始報告書に初回の点検日を記入し、設置者印を押印の上センター支所へ提出のこと
- 保守点検は環境省令に規定した保守点検の技術上の基準に従い実施すること
- 保守点検の回数は4ヶ月に1回以上実施すること
- 保守点検業務が完了した時点で、保守点検記録票(写)を管理者に交付すること
- 委託料以外の費用が発生する可能性が有る場合は、事前に管理者に十分説明すること

委託料の徴収

- 委託料が個別払いの場合は、管理者と支払い方法及び時期を確認し集金すること
- 口座自動振替の場合は2回目の点検記録票をセンターに送付のこと。(FAX可)
- 口座自動振替の場合は、全業務が完了したとき、管理カードの写しを提出のこと

委託料の振込

- センターは自動振替により預かった委託料を2回目の点検票の写しが提出されたときに業者が指定した口座へ振込む(手数料は受取人負担)

4. 浄化槽清掃業者の方へ

業務の内容

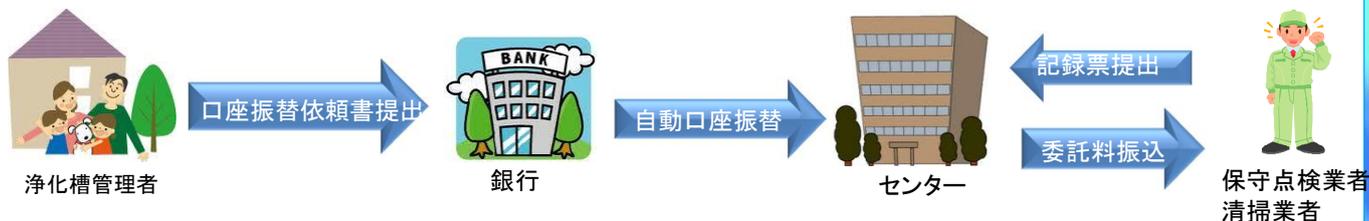
- 契約書の控えが届いた時点で、契約期間・契約内容を必ず確認のうえ、設置者と連絡をとり、使用開始日を確認し清掃時期を連絡すること
- 清掃は環境省令に規定した清掃の技術上の基準に従い実施すること
- 清掃の回数は使用開始後1年以内に実施すること
- 清掃業務が完了した時点で、清掃記録票を管理者に交付すること
- 委託料以外の費用が発生する可能性が有る場合は、事前に管理者に十分説明すること

委託料の徴収

- 委託料が個別払いの場合は、管理者と支払い方法を確認し集金すること
- 口座自動振替の場合は、清掃業務記録票(写)をセンターに提出のこと

委託料の振込

- センターは自動振替により預かった委託料を、清掃記録票の写しが提出されたときに業者が指定した口座へ振込む(手数料は受取人負担)



<問い合わせ先>

公益社団法人徳島県環境技術センター 徳島市津田海岸町 2 - 3 3 TEL088-636-1234
県水・環境課経営企画・浄化槽担当 徳島市万代町 1 - 1 TEL088-621-2279